

# 粉乳中毒事件史の現在（下）

——森永問題とは何か——

戸倉恒信

## 六、「国民的」だという隠喩

日本がアジア・太平洋戦争へと突入する頃、中堅官吏の行った『転向に関する動機と罪態との関係調』には興味深いことが記されている。それによると、思想犯全体の約32%が（仮装も含めて）国民的自覚を理由に翼賛運動へと吸収され、これとは対照的に信仰上の理由で転向した者は全体の僅か2%強だったというのである。この調査結果について鶴見俊輔は、「一度社会学科の形における急進主義からはなれると、フアシズムにたいして何の防波堤もないという日本の思想状況と符合している」と述べている。（『転向の共同研究』について『転向』所収、平凡社・1961）確かに、一度事あらば、「国民」というコトバに心底

共感する信仰なき集団行為が、日本に特徴的な文化形態だという点で、この指摘に異論はない。佐野学や鍋山貞親等、いわゆる指導者の獄中声明から始まる運動組織まるごとの状況追隨に、それは顕著に現れている。しかし、組織自体の状況追隨が、組織継続の必要条件である点は、今も昔も変わらない。問題は、「国民的自覚」に、そもそも声明文など必要とはされない戦後に在って、わたしたちはこうした「動機と罪態」を如何に把握すればよいのである。実は、これを可能にしたのは、森永事件の被害者団体が発行する機関紙『ひかり』であった。これまで、思想史研究者がトレース困難だとしてきた、戦後の「状況」認識を可能にしたという点で、記述の内容はともかく、

この機関紙は一史料として紐解くに値するのである。

2006年11月、守る会は、会員（森永事件の被害者）向けに発行する該紙上で『国民的合意』とは何か（史料一）と問い掛け、冒頭に於いて、「以前から守る会内部で使用されている『国民的合意』の内容を正しく理解することは、今後の守る会運動と救済事業を考える上で極めて重要」（傍点は筆者）だと謳い、この要請が『国民的合意』とは何なのか分かりにくい」という意見に触発されたことを語っている。そして、前節で論じた『三十歳代を迎えて』を引きながら、「一部の会員から『国民的合意』というのは、被害者への給付額を抑えようとするために出してきた言葉で



史料一：学習討議『「国民的合意」とは何か』

はないのかという疑念も出されたが、会員は意図を正しく理解し、やがて協会と守る会・「被害者の会」は生活保障水準に合意していった「傍点は筆者」と解説している。とすれば、嘗て「正しく理解」されたはずの「意図」が、再び「何なのか分かりにく」くなっている現状を鑑みて、「学習討議を呼びかけ」たという事にならう。機関紙が続けて『三十歳代を迎えて』の内容が検討

された頃、「守る会内部、被害者同士の団結も重視して国民的合意という言葉が使われた事実」を告白している所以である。つまり「国民的合意」は、主たる目的——組織内部と会員同士の団結——のために召喚されたのだ。だから、わたしたちは、守る会が「中島論文」に対して抗議文書を発信している同年秋に、「正しく理解す」べきコトバとして「国民的合意」が再び召喚さ

れたこの状況を捉えなくてはならない。さて、『国民的合意』とは何か』には、「高い倫理性に基づく「自主的規制」の必要性」という章節が設けられている。この、戦前の精動化を髣髴させる「語呂合わせ」には、『三十歳代を迎えて』の思考法を援用して、四十歳代に「自主的な規制」をすることが、『国民的合意』に繋がってゆくことが示されている。ここにいう「自主的な規制」とは、要約すれば「障害の有無に係わらず自分の条件を最大限生かして働くこと、それによって得た賃金や報酬で自立した生活を送ることを指している。そして、「たとえ低賃金であっても自活することの誇りと喜び」を感じ、それを成し遂げることが「国民的合意」に繋がることが「正しく理解する」ために、「倫理性」というコトバは用いられている。しかし、「低賃金でも自活する」ことが、何故に「国民的合意」へ繋がるのかは、依然として「何なのか分かりにく」いままであった。これについては、障害の有無にかかわらず、働くことによつて得た賃金や報酬で自立した生活を送ることを、わたしたち「国民」が被害者に望んだ事実はないことを考えれば、理由は明白

である。とすれば、被害者団体が論じるこの「語呂合わせ」は、結局のところ組織の内部で必要とされた標語だということになる。「標語」とは、いつの時代に於いても、読み手に思考停止を促す一作用であり、動機説明など必要ではないコトバであるのだ。

ところで、こうした意志統制の手法は、嘗ての官製労働者組織による産業報国運動が「国民の全体一致」を期して、労資協調を軸に「報国」という「何なのか分かってにくい」コトバを掲げていた状況から類推できる。本論では、「産業」と「報国」が相互依存する原理を論じている余裕はないが、この時代の「国民」を掲げた学習討議では、『教育ニ関スル勅語』という「何なのか分かってにくい」朦朧とした文言が掲げられ、「国民倫理」の何たるかが示されていた点には言及しなくてはならない。倫理が国民の形成という「時代の要請」に依存するということは、この国の「倫理」が歴史的状况に翻弄されるコトバであることを意味するからである。ならば、此処にいう「高い倫理性」というコトバにも、状況に応じた意味が与えられているはずだ。時間が経てば、「国民的合意」が「何なのかわ

かりにく」くなるように、掲げられた「高い倫理性」は、そのコトバ以上の意味を持たない標語としての役割を担うという訳である。

かくて、戦前と戦後の運動団体を「状況への追随」から捉えてみると、共にドッジの不在を組織存続の綱領にしている公約数が多りだされ、「正しく理解す」べきコトバの提出が、そのコトバの「正しい」意味の画定作業を凌駕する、という原理が取り出せるのである。「何なのか分かってにくい」が、とにかく掲げれば「国民的合意」が得られるのなら、その「合意」の中身とは、恣意を意味しなくては謬見となろう。けれども「国民的合意」は、使い古された標語でありながら、「全体一致」に共感する御仁にとつては、優れたカテゴリーとして用いられているのだ。

## 七、「何なのか分かってにくい」ADR

嘗て、森永事件の被害者弁護をした波多野二三彦は、2000年に『ADRによる被害児の生涯救済』（判例タイムズ）所収・2000、以下『波多野論文』を著している。そこには、73年の三者合意を「厚生省の主宰する和解斡旋手続き」だと認めた

上で、日本の制度体系の中では、「森永砒素ミルク中毒の子どもを守る会が考えたような、被害児の恒久救済を訴訟でやろうとしても、「貴方が要するというだけの金銭を、被害児の生きている限り出します」というような判決はもらえ」ず、況んや「訴訟に参加していない、全国の全ての砒素中毒被害者に効果の及ぶ、いわゆる「クラスアクション」形式の判決や和解は、わが国では逆立ちしても出来」ないと記されている。筆者は、この現状認識に異を唱えないが、これを「ADR」(Alternative Dispute Resolution)へと言い換えることには断固異を唱える。なぜなら、お上による和解斡旋手続きだと認める傍らで、ADRと調停との関係を論じない点に、問題設定の政治性が窺えるからである。調停制度という法制史上のアポリアを鑑みることなく、それをアプリアに横文字に言い換えられる感覚に、却って問題の根深さが見取れる。となると、「ADR」というコトバに「裁判外紛争解決手続」という和訳を与える前に、史実に即して70年代に日本的な意味が付与される経緯を辿らなくてはならない。『波多野論文』を論じるのはそれからである。

1996年、和田康弘は「合意」という概念を論じた書物の中で、70年代のアメリカで起きた調停ブームを、「アジア・アフリカ等の「村落調停」に関する人類学的研究が法学雑誌等に次々紹介され」た結果、該地で裁判外紛争解決法への認識が広まったことを報告している（『幻想としてのインフォーマル・ジャスティス』、棚瀬孝雄『紛争処理と合意…法と正義の新たなパラダイムを求めて』所収、ミネルヴァ）。和田の伝播論が有意義なのは、「非公式的紛争処理というアイデアにおいてアメリカのADRのモデルとなったのがアジア・アフリカ等の「村落調停」であったことを考えると、そのアイデアの源へのADRの逆流がなぜ起きたのか」という問いを立てているからである（前掲書）。そしてこの問いは、感情的に融合する共同体社会——日本に於いて2000年あたりから議論される部分に於いて思考可能なのである。

2004年に濱野亮は、『日本型紛争管理システムとADR論議』と題する論稿で、まず「司法制度改革推進本部のADR検討会」での「議論を議事録に追うと、委員を

とりまいている独特の社会的文脈を感じざるを得ない」として、「討論の進み方全体が眼に見えない壁のようなもので取り囲まれ、検討があるところ以上に深まっていかない」（傍点は筆者）問題を指摘している（『日本型紛争管理システムとADR論議』、不磨書房）。ただ、この問題の構成要因は、コトバの定義を紐解けば一目瞭然であった。例えば、法学向けの教科書『ADR仲裁法』の第一章では、『ADRの定義』という章節が設けられ、冒頭で「ADR法は、ADRを「訴訟手続きによらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続」と規定しており、本書においても、とくに断りのないかぎり、この定義を採用する（傍点は筆者）と規定している（日本評論社・2008）。しかし、定義という語彙は、包含される概念の確定を行うことであり、定義自体をその概念に先行させてはならない論理法則があったはずだが、ADRの定義に、ADR「法の定義」を持ち出す教科書の存在は、そもそもADRは、なぜ「調停」ではだめなのか、という命題を反問させる。どうやら、和田の提起した

「ADR逆輸入説」は一学説でありながら、その信憑性はこうした循環論を提出しなくてはならない日本独特の文脈から実証されているようである。「ADR」を語る御歴々は、「実定法の定義」に拠ることなく、自らの意思で使用するコトバの意味をきちんと把握してから問題を論じるべきではないのか。

かくして、波多野が「村落調停」への共感を、アプリオリに「ADR」として語り直している理由が炙り出される。問題は「全体が眼に見えない壁のようなもので取り囲まれ」ている『確認書』の意味を、意図的に日本調停制度史の文脈から切り離して、脱胎換骨を行ったその動機にある。ここには、調停制度の抱える問題を法制史上の問題として自覚した上で、新たな概念を提示する態度とは全く異なる「手続き」が存在している。『波多野論文』では、森永事件の被害者団体が裁判外紛争解決機関を選出した73年を、「夜明け前」から「黎明期」に差し掛かる時期」と画定して、そこに「わが国ADR発展史」（傍点は筆者）というフレームを与え、森永事件の和解交渉の成果が歴史の「冒頭にふさわしい金字

「塔だ」と位置づけているが、その論拠とは、森永の過去に支払った金額や一般的な和解の場合に「大抵、打ち切りの一時金支払いで終結して」いるという、あくチュアルな規準に基づくものであった。近年、公害被害職業補償研究会が、「補償の在り方を相互に比較する」研究を行っているが、そこでは「相互比較を可能にする枠組みづくりをすること自体が」問題として取り上げられている。ただ、この点は比較作業を行う上での、ごく当たり前の問題提起に過ぎない。森永事件の場合、被害者の「全て」が乳幼児だという構成条件一つを採っても、マス・アクシデントとの比較作業自体に制限が加えられて当然であるが、これに言及する法律家は、調停制度史の文脈から離れて、ア priori に他の補償との比較を行い、更に新たな歴史フレームを構築しているのである。（公害被害職業補償研究会：<http://www.einap.org/jec/committee/hoshoken/index.htm>） 思えば既述の「ドキュメンタリー」では、当該事件の救済形態を「森永の補償に上限があり、行政サービスを活用し、その上でひかり協会が金銭を出すシステム」だと紹介していたが、「ADR発展史」の実際が、裁判外紛争解決機

関の選択によって、『確認書』にはないことを「再確認」させてゆく陋習を受け継いでいる点には、自覚的であるべきだろう。

#### 八、戦後問題としての調停制度

地主と小作人、また労使間の紛争等々を全面的に解決する目的で調停法が生み出されるのは、知られるとおり、大正デモクラシー下に於いてである。しかし、大正の「デモクラシー」に「民主」という訳語が充てられず、それが片仮名標記されているのは、大正期がそもそも主権在民とは異なる、普選法と治安維持法を同時に駆使する社会構造と無関係ではない点は、意外にも知られていない。大正デモクラシーを中国語標記する場合、依然として「大正民主」という誤訳が与えられ、「大正似非民主」と表記しないのは、日本の識者が隣国にそういう歴史的事情を伝えていない怠慢の現れであろう。

とはいえ、70年代には法律家の間では、労働争議調停法は成立しても労働組合法は廃案となる問題を認識した上で、「調停」なる機制が、日本の対応を求めて捻出した制度であったことを改めて問い直そう、という機運が生じたのも事実である。あまり

意識されていないが、戦後に於いて、調停法に関する記念すべき著作物が大量生産されたのはこの頃であった。ただ、それは1971年が借地借家調停法の施行と共に始まる調停制度史が、単に「五十年目」を迎えたからだだったという理由は、——戦前から法原理を問わない文脈が瀰漫しているという意味で——特筆すべきである。問題意識の希薄な、泰山鳴動して鼠一匹と言わざるを得ないこの状況は、他方で波多野が73年を「わが国ADR発展史」の「夜明け前」から「黎明期」に差し掛かる時期」と認識したことが、如何に法原理のレベルに基づいていない問題認識であったのかを照射している。

ただ、同年に行われた『調停制度の現状と展望』という座談記録（『ジュリスト』掲載）だけは、辛うじて的を得た議論が展開していた点で、他の不毛な論稿よりも紐解く価値はあった。当該座談会が、一見するとマトモに見えるのは、磯野誠一が会議の開始直後、先に「調停」概念について、「醇風美俗の名の下に権利主張を押える面が強いこと」に言及していたからに他ならない。氏は、「おのずから情誼もあり道徳もある」のだから、「それによって決定しようとい

う意味で調停する」法原理を批判して、こういう「日本的なものが後の人事調停法の二条の『道義二本ヅキ温情ヲ以テ』となり、このような傾向がずつと流れている」(傍点筆者)と指摘した上で、こう述べている。

戦後の場合には、過去の調停制度とそこで全く断絶して、新たな原理を持って出発しなければいけないにもかかわらず、そこに果たして過去との画然たる断絶というものを自覚してこの制度が再発足し、あるいは新しくつくられたかどうか、そこに非常に疑問を持っています。私はそうでないところにいまの調停制度の問題点の一つがあるのではないかと考えます。

ここには、日本調停制度史における「50年目の課題」が何であるべきかが明確に提起されている。しかし、であるからこそ、この課題認識は、仮に座談会にこうした発言がなければ、議論が如何なる方向へ進んでいたか、という切実な問題を呈するので

ある。そもそも、なぜこの座談会から数十年を経過した現在でも、磯野の課題認識は有効であるのか。それは『波多野論文』が、如何に「過去の調停制度とそこで全く断絶して、新たな原理を持って出発し」ていなかっただかを検証すれば明らかである。

奇天烈なのは、2000年あたりから出現する「ADR」論議の文脈と平行して、守る会の一部の会員から、「国民的合意」というのは、被害者への給付額を抑えようとすることを出してきた言葉ではないのか」という疑念が出ているにも係わらず、依然として「援助」や「協力」、また「尊重」や「努力」といった「おのずから情誼もあり道徳もある」語彙の散りばめられた『確認書』が手放しで肯定されている点である。例えば、2002年に前野直道は『手当て支給だけが「ひかり協会」の仕事ではない』と題した論稿で、只管『確認書』を掲げ、「それ以降、厚生省(現厚生労働省)、守る会、および森永は、被害者救済のために誠実に協力しあってきた」ことを准えて、「三者の信頼と協力による救済事業が着実に成果を上げていることは、ひかり協会が30年近くも存続し、多くの被害者とその親族から

信頼を得ていることから明らか」なのだと述べている(『週間金曜日』所収)。さて、わたしたちはここに、磯野と波多野の視点の対照性から、三者合意を日本の調停制度史上から論じない方法的視点の所在を確認しなくてはならない。守る会の「一部の会員」が危惧する「醇風美俗の名の下に権利主張を押える面が強い」側面は、ひかり協会が「30年近くも存続し」ていることや、「多くの被害者とその親族から信頼を得ている」ことを理由に、勘案する必要はないのだろうか。この論理に従えば、大正期に始まる調停制度史が100年近くも存続し、それが多くの国民から「信頼」を得ている現状認識によって、問題回避できるようにするのである。

かくて、わたしたちは、敢えて「一部の会員」が危惧する問題が汲み取られることのない問題を、あらためて問うために、『確認書』に散りばめられた道徳的なコトバを捉え直し、真偽の混同された概念との断絶に向けて、日本調停制度史の「発展法則」に学ぼうではないか。『対策案』の末尾に刻まれた、運動の必須の要件を「再確認」し、本論を締めくくろう。

・：以上の対策案を実現し、確立した暁においても、それを維持し、確実に実行し、また絶え間なくその内容の充実、向上、改善をちとり断じて後退も、有名無実化も許さぬという強い体制を作るためにも、被害者の恒久的な活動と闘いの継続を必須の要件とするものである。（『対策案』より、傍点は筆者）

『確認書』の出現以降、当該『対策案』に言及する論稿には、当たり前のように「恒久的な」という形容詞を「救済」や「対策」という名詞に繋げることが容認されているが、わたしたちは、それが「活動と闘いの継続」という行為に与えられない問題を、『対策案』に刻まれた右の一文に照らして再確認しなくてはならない。そもそもなぜ、『対策案』のエピソードにこのことが刻まれたのか。それは、既述の「闘争二十年史」が明示しているように、どこまでが真で、どこまでが偽であるのかすら判別のつかない組織的な「合意」が、その内実に偽を望む者に利を齎すからに他ならない。わたしたちは、こうした陋習の永続によって、権

利の主張に犠牲が強いられていくことを、再認識すべきであろう。

## 九、おわりに

粉乳中毒事件史の現在とは、加害者でも被害者でもない一市民が、岡山地裁に守る会を訴えた名誉毀損訴訟から構成される歴史では決してない。事態は全く逆である。被害者や加害者というカテゴリーから精神的に一定の距離を保っている「市民」とは、日本の場合、「傍観者」だからである。いかなれば、村落調停社会に於けるこの「市民」性が、粉乳中毒事件史に一定の方向性を与えてきたのである。だとすれば、同じく村落調停を機制とする中国社会で再発したメラミンミルク中毒事件の被害者が、今後に於いてどういう「発展史」に向き合うのかは、ここから比較・類推されてしかるべきであろう。歴史的フレームが、「わが国」を前提としなくてはならない理由などどこにもないからである。とすれば、傍観者によって構成される歴史社会そのものを再考し、事件の被害者でも加害者でもない能瀬氏の実践を、粉乳中毒事件史を抱える社会に向けて問い返すべきであろう。氏の提訴の意味は、己の生と共に在る事件から

眼を逸らない言説的介入、それ自体にあった。そこには、社会的身分や、機構組織に寄りかかって追隨的に発言する「市民」の姿はない。だからこそ、これを糸口にして、事件史の現在を「社会全体で問」（中島論文）い、この社会を貫く問題、即ち藤田省三が提示した「生活様式における全体主義」の所在を抉り出さねばならないのである。集団的な傍観とは、当該訴訟のもつ積極的な意味を、公に討議させない。統制への加担行為に他ならない。法律の専門誌や新聞各紙が、依然としてこれに見てみぬ振りをする所以は、社会秩序——治安の維持を盾に、市民に知らせない権利を行使しているからである。現代に蔓延る市民運動や公益事業の実態が、実際には公物化されることのない組織の私物化から逆規定されていることは、組織が会員に求める「規範」的言説から容易に説明がつく、というのは皮肉な話である。

（おわり）

（とくから つねのぶ）

連絡先：douis@ms53.hinet.net